

千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、住宅確保要配慮者が円滑入居賃貸住宅、居住安定援助賃貸住宅又は入居支援住宅に入居する際に要する家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料、死後事務委任契約（残置物の処理に係るものに限る。）に係る費用及び緊急連絡先引受けに係る費用（以下、「家賃債務保証料等」という。）について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下、「法」という。）、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成18年3月27日国住備第132号。以下、「国要綱」という。）、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号、以下、「規則」という。）、千葉市民間賃貸住宅入居支援制度実施要綱（以下、「入居支援実施要綱」という。）及び本要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することをもって、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 円滑入居賃貸住宅

国要綱第3第1項第9号に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅のうち、千葉市内に所在するものをいう。

(2) 居住安定援助賃貸住宅

国要綱第3第1項第11号に規定する居住安定援助賃貸住宅のうち、千葉市内に所在するものをいう。

(3) 入居支援住宅

入居支援実施要綱第2条第2号に掲げる協力不動産店から住宅確保要配慮者の受入れが可能な賃貸住宅として情報提供を受けた民間賃貸住宅をいう。

(4) 家賃債務保証業者等

法第20条第2項に規定する家賃債務保証業者、法第59条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人及び保険業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。

(1) 円滑入居賃貸住宅及び居住安定援助賃貸住宅

家賃債務保証料等の低廉化を行う家賃債務保証業者等

(2) 入居支援住宅

千葉市内に所在する入居支援住宅に入居する世帯

(住宅の要件)

第4条 補助の対象となる住宅は、第1号、第2号の要件を満たし、かつ、円滑入居賃貸住宅及び居住安定援助賃貸住宅にあっては第3号、入居支援住宅にあっては第4号の要件を満たすものとする。

- (1) 家賃債務保証料等の額が適正な水準であること。
- (2) 家賃債務保証を行う者及び賃貸人が、入居者に保証人（当該家賃債務保証を行う者を除く。）を求めない住宅であること。
- (3) 管理開始から10年以内であること。
- (4) 耐震性能を有している住宅であること。

(入居者の要件)

第5条 補助の対象となる住宅の入居者は、第1号から第5号の要件をすべて満たし、かつ、入居支援住宅にあっては第6号の要件を満たすものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (4) その他公的制度による同種の補助等を受けていないこと。
- (5) 入居者の世帯収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に定める収入をいう。）が、15万8千円を超えていないこと。ただし、同一世帯に子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）若しくは妊娠している者がいる場合、又は新婚世帯（婚姻日又は事実上婚姻関係となった日から起算して5年以内の世帯に限る。）については21万4千円を、同居者に18歳未満の子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）が3人以上いる場合は25万9千円を超えないこと。
- (6) 市から入居支援住宅の情報提供を受け、入居した者であること。

(補助対象費用及び補助額)

第6条 補助対象費用及び補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。なお、補助額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

- (1) 補助対象費用 入居するにあたり、最初に支払う家賃債務保証料等とする。
- (2) 補助額 1戸あたり6万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 規則第3条の規定により、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、賃貸借契約締結後、速やかに、千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
 - (2) 家賃債務保証等の契約書の写し
 - (3) 入居後の同一の世帯に属する者に係る住民票の写し
 - (4) 入居後の同一の世帯に属する者に係る所得証明書
 - (5) 入居後の同一の世帯に属する者に係る市税の滞納がないことを証明する書類
 - (6) 家賃債務保証業者等が通常設定している家賃債務保証料等が確認できる書類
 - (7) その他入居資格等に係る証明書等
- 2 前項に定めるものほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付し提出しなければならない。
- (1) 円滑入居賃貸住宅及び居住安定援助賃貸住宅
国に登録された家賃債務保証業者、住宅確保要配慮者居住支援法人又は国から免許若しくは登録を受けた保険業者であることを証明する書類の写し
 - (2) 入居支援住宅
ア 入居した住宅が新耐震基準に適合していることがわかる書類の写し
イ 家賃債務保証料等を支払ったことが分かる書類の写し
- 3 第1項第3号から第5号までに掲げる書類は、同意書（様式第2号）の提出により省略することができる。

(交付決定通知等)

- 第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金交付決定兼額確定通知書（様式第3号）により、速やかに通知するものとする。
- 2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(請求)

- 第9条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに

補助金を交付するものとする。

(決定の取消及び補助金の返還)

第10条 市長は、申請者が、規則第17条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取消し、その者に既に交付した補助金の全部又は一部の返還を、千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金交付決定取り消し通知書兼返還命令書(様式第6号)により、命ずることができる。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は都市局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

様式第1号

千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金交付申請書

年　月　日

(あて先) 千葉市長

申請者住所

氏　　名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

E-mail アドレス

千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金の交付を受けたいので、千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 住宅種別（該当する項目の□にレを付すこと）

- 円滑入居賃貸住宅
- 居住安定援助賃貸住宅
- 入居支援住宅

2 交付申請額（＊）

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

※金額は右詰めで記入のこと。

3 補助対象要件（該当する項目の□にレを付すこと）

- 家賃債務保証料等の額が適正な水準である。
- 家賃債務保証を行う者及び賃貸人が、入居者に保証人（当該家賃債務保証を行う者を除く。）を求めない住宅であること。
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。
- その他公的制度による同種の補助等を受けていないこと。

(添付書類)

1 共通

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 家賃債務保証等の契約書の写し
- (3) 入居後の同一の世帯に属する者に係る住民票の写し又は同意書
- (4) 入居後の同一の世帯に属する者に係る所得証明書
- (5) 入居後の同一の世帯に属する者に係る市税の滞納がないことを証明する書類
又は同意書
- (6) 家賃債務保証業者等が通常設定している家賃債務保証料等が確認できる書類
- (7) その他入居資格等に係る証明書等

2 円滑入居賃貸住宅の場合

- (1) 家賃債務保証料明細書（様式第1号の2）、孤独死・残置物に係る保険料明細書（様式第1号の3）、死後事務委任契約に係る費用明細書（様式第1号の4）、及び緊急連絡先引受けに係る費用明細書（様式第1号の5）
- (2) 国に登録された家賃債務保証業者、住宅確保要配慮者居住支援法人又は国から免許若しくは登録を受けた保険業者であることを証明する書類の写し

3 入居支援住宅の場合

- (1) 交付申請額の算出の基礎（様式第1号の6）
- (2) 入居した住宅が新耐震基準に適合していることがわかる書類の写し
- (3) 家賃債務保証料等を支払ったことが分かる書類の写し

別紙（様式第1号の2）

家賃債務保証料明細書

入居者氏名	住所	家賃債務 保証料(A)	入居者 負担額(B)	補助額 (A) - (B)
		円	円	円
家賃債務保証委託契約年月日： 年 月 日				
入居者氏名	住所	家賃債務 保証料(A)	入居者 負担額(B)	補助額 (A) - (B)
		円	円	円
家賃債務保証委託契約年月日： 年 月 日				
入居者氏名	住所	家賃債務 保証料(A)	入居者 負担額(B)	補助額 (A) - (B)
		円	円	円
家賃債務保証委託契約年月日： 年 月 日				
入居者氏名	住所	家賃債務 保証料(A)	入居者 負担額(B)	補助額 (A) - (B)
		円	円	円
家賃債務保証委託契約年月日： 年 月 日				
入居者氏名	住所	家賃債務 保証料(A)	入居者 負担額(B)	補助額 (A) - (B)
		円	円	円
家賃債務保証委託契約年月日： 年 月 日				

別紙（様式第1号の3）

孤独死・残置物に係る保険料明細書

入居者氏名	住所	孤独死・残置物 に係る保険料(A)	入居者 負担額(B)	補助額 (A) - (B)
		円	円	円
孤独死・残置物に係る保険契約年月日： 年 月 日				
入居者氏名	住所	孤独死・残置物 に係る保険料(A)	入居者 負担額(B)	補助額 (A) - (B)
		円	円	円
孤独死・残置物に係る保険契約年月日： 年 月 日				
入居者氏名	住所	孤独死・残置物 に係る保険料(A)	入居者 負担額(B)	補助額 (A) - (B)
		円	円	円
孤独死・残置物に係る保険契約年月日： 年 月 日				
入居者氏名	住所	孤独死・残置物 に係る保険料(A)	入居者 負担額(B)	補助額 (A) - (B)
		円	円	円
孤独死・残置物に係る保険契約年月日： 年 月 日				
入居者氏名	住所	孤独死・残置物 に係る保険料(A)	入居者 負担額(B)	補助額 (A) - (B)
		円	円	円
孤独死・残置物に係る保険契約年月日： 年 月 日				

別紙（様式第1号の4）

死後事務委任契約に係る費用明細書

入居者氏名	住所	死後事務委任契約に係る費用(A)	入居者負担額(B)	補助額(A)－(B)
		円	円	円
死後事務委任契約年月日： 年 月 日				
入居者氏名	住所	死後事務委任契約に係る費用(A)	入居者負担額(B)	補助額(A)－(B)
		円	円	円
死後事務委任契約年月日： 年 月 日				
入居者氏名	住所	死後事務委任契約に係る費用(A)	入居者負担額(B)	補助額(A)－(B)
		円	円	円
死後事務委任契約年月日： 年 月 日				
入居者氏名	住所	死後事務委任契約に係る費用(A)	入居者負担額(B)	補助額(A)－(B)
		円	円	円
死後事務委任契約年月日： 年 月 日				
入居者氏名	住所	死後事務委任契約に係る費用(A)	入居者負担額(B)	補助額(A)－(B)
		円	円	円
死後事務委任契約年月日： 年 月 日				

別紙（様式第1号の5）

緊急連絡先引受けに係る費用明細書

入居者氏名	住所	緊急連絡先引受けに係る費用(A)	入居者負担額(B)	補助額(A)－(B)
		円	円	円
緊急連絡先引受けに係る契約年月日： 年 月 日				
入居者氏名	住所	緊急連絡先引受けに係る費用(A)	入居者負担額(B)	補助額(A)－(B)
		円	円	円
緊急連絡先引受けに係る契約年月日： 年 月 日				
入居者氏名	住所	緊急連絡先引受けに係る費用(A)	入居者負担額(B)	補助額(A)－(B)
		円	円	円
緊急連絡先引受けに係る契約年月日： 年 月 日				
入居者氏名	住所	緊急連絡先引受けに係る費用(A)	入居者負担額(B)	補助額(A)－(B)
		円	円	円
緊急連絡先引受けに係る契約年月日： 年 月 日				
入居者氏名	住所	緊急連絡先引受けに係る費用(A)	入居者負担額(B)	補助額(A)－(B)
		円	円	円
緊急連絡先引受けに係る契約年月日： 年 月 日				

別紙（様式第1号の6）

交付申請額の算出の基礎

賃貸借契約	契約年月日	年 月 日
家賃債務保証 委託契約	契約業者等の名称	
	家賃債務保証料支払日	年 月 日
	支払額（A）	円
孤独死・残置物 に係る保険契約	契約業者等の名称	
	孤独死・残置物に係る 保険料支払日	年 月 日
	支払額（B）	円
死後事務委任契 約	契約業者等の名称	
	死後事務委任契約に係る 費用支払日	年 月 日
	支払額（C）	円
緊急連絡先引受 けに係る契約	契約業者等の名称	
	緊急連絡先引受けに係る 費用支払日	年 月 日
	支払額（D）	円
合計（E）	(A) + (B) + (C) + (D)	円
補助上限額（F）		60,000 円
補助申請額	(E)と(F)を比較し、金額が低い方の 1,000円未満を切り捨てた額を記載して ください。	円

様式第2号

同意書

年　月　日

(あて先) 千葉市長

契約者住所

氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

生年月日 年 月 日

連絡先電話番号

E-mail アドレス

私と世帯員は、千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金の交付申請における、下記事項について、市長が確認することに同意します。

記

- 千葉市内に登録のある住民記録情報のうち、世帯全員の氏名、住所、生年月日、前住所、住民となった年月日、住所を定めた年月日
- 直近の市県民税所得証明に記載のある所得金額
注) 当該年度の1月1日時点で千葉市に住民票がある場合に限る
- 市税の納税状況（滞納の有無）

(申請者ほか世帯員の同意欄)

氏名	生年月日	年	月	日
氏名	生年月日	年	月	日
氏名	生年月日	年	月	日
氏名	生年月日	年	月	日

※同意欄は、自筆による署名をお願いします。

(親権者による代筆でも構いません。)

様式第3号

千葉市指令都住政第 号

住所
氏名 様

千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金の交付申請について、次のとおり交付することを決定し及び交付額を確定したので、千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

1 補助金の交付決定額及び交付確定額

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

2 補助に係る住宅の名称及び所在地

名称 所在地

様式第4号

千葉市指令都住政第 号

住所

氏名 様

千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金の交付申請について、次の理由により交付しないことを決定したので、千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

(理 由)

審査請求等について

- この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号

千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金交付請求書

年　月　日

(あて先) 千葉市長

申請者住所

氏　　名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
連絡先電話番号

E-mail アドレス

年　月　日付け千葉市指令都住政第　　号千葉市住宅確保要配慮者円滑
入居支援補助金交付決定兼額の確定通知書により確定した補助金について、千葉市住宅
確保要配慮者円滑入居支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その交付を請求
します。

交付請求額

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

※金額は右詰めで記入すること。

補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店 名	本店・支店 本所・支所
貯金の種類	普通　・　当座　・　その他()		
口座番号			
口座名義	フリガナ		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

様式第6号

千葉市達都住政第 号

住所

氏名

様

千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金交付決定取り消し通知書兼返還命令書

千葉市住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年　　月　　日

千葉市長

印

補助金の交付決定額 兼　額の確定額	円
返還すべき金額	円
返還期限	年　　月　　日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。